

平成27年10月30日

「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて」
(平成27年10月2日環境省自然環境局長通知)に対する意見

一般社団法人 日本温泉協会
会 長 大 山 正 雄
地熱対策特別委員長
佐 藤 好 億

国立・国定公園は、無秩序な開発や利用の増大から自然景観の保護を図るため、自然環境や利用状況を考慮し、地種区分を設けそれぞれに規制を定めている。

地種区分は大きく「特別地域」と「普通地域」に分けられ、「特別地域」はさらに、特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域と区分されている。

「特別保護地区」は、特にすぐれた自然景観、原始状態を保持している地区で、最も厳しい規制が布かれている。落葉を採取することさえ禁じている。

「第1種特別地域」は、特別保護地区に準ずる景観をもち、現在の景観を極力保護することが必要な地域。「第2種特別地域」は、農林漁業活動について努めて調整を図ることが必要な地域。「第3種特別地域」は、通常の農林漁業活動については規制のかからない地域となっている。

また、「普通地域」は、特別地域(特別保護地区・第1種特別地域・第2種特別地域・第3種特別地域)に含まれない地域で、風景の保護を図る地域。特別地域と公園区域外との緩衝地域(バッファゾーン)の意味合いがある。

このたび平成27年10月2日付で、各地方環境事務所長と各都道府県知事宛てに出された環境省自然環境局長通知「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて」は、平成24年3月27日付で、同じく各地方環境事務所長と各都道府県知事に宛てて同名で出された環境省自然環境局長通知の内容を見直したものである。

今回の改正の重要なポイントは、国立・国定公園第1種特別地域での地熱開発に係る基準の変更である。平成24年3月の自然環境局長通知において、「地熱開発は、特別地域等の国立・国定公園の自然環境保全上重要な地域及び公園利用者への影響が大きな地域では原則としては認めない。」としたうえで、「特別保護地区、第1種特別地域においては、その指定の趣旨を踏まえて厳に認めない」としていた。

これを今回、平成27年10月の自然環境局長通知においては、「地熱開発は、特別地域等の国立・国定公園の自然環境保全上重要な地域及び公園利用者への影響が大きな地域では原則としては認めない。」「特別保護地区、第1種特別地域においては、その指定の趣旨を踏まえて厳に認めない」までは同じであるが、そのあと、「ただし」として「第1種特別地域においては、公園区域外若しくは普通地域からの傾斜掘削、又は第2種特別地域若しくは第

3種特別地域からの傾斜掘削であって当該掘削に係る地熱開発計画が下記(略)に示す優良事例が形成されることを前提としたものについては、自然環境の保全や公園利用上の支障がなく、当該第1種特別地域の地表(噴気帯及び地獄現象等)に影響を与えないと考えられる計画が策定されている場合に限り、個別に判断して認めることができるものとする。」とした。

条件付きながら、第1種特別地域においても地熱開発が認められる形となった。隣接地から第1種特別地域への傾斜掘削による熱水採取は他人の土地の地下資源を盗むに等しく、一般常識に反している。また、開発行為を地表の景観のみを保証すればよいとする考えは地下の熱資源を源とする国民にとって貴重な資源である温泉を保護し、及び温泉の利用の適正を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする温泉法との整合性がなされておらず看過できるものではない。また、地熱発電所が湧出した熱水に硫酸を混入して還元井で地下に戻していることによって生じる地下汚染についても考慮されていない。

温泉開発では傾斜掘削を認めていないことや、湧出した温泉(熱水)を地下に戻すことは地下水汚染であるので行わないように努めている。地熱発電による地熱資源の利用行為は温泉法に基づく都道府県温泉審議会の長年の努力をないがしろにするに等しい。それにもかかわらず地熱発電の推進を行うのであるならば、環境省は温泉法の所管庁としての資格が問われると言わざるをえない。

火山地域の国立・国定公園は高温で豊富な地熱資源の地域と重なっている。というより観光立国の担い手になっている日本の主要な温泉地を形成する豊富な温泉のみならず火山(地熱)地域特有の自然景観を形成しているが故に国立・国定公園に指定されているともいえる。それは世界最初の国立公園となった米国のイエローストーン国立公園に象徴される。歴史遺跡、および生物多様性保全の観点などからも、従来は国立・国定公園の特別地域(特別保護地区・第1種特別地域・第2種特別地域・第3種特別地域)での地熱開発は制限されていたが、平成 22年6月の規制・制度改革に係る対処方針についての閣議決定を受け、なし崩し的に規制は取り払われ今日に至っている。

火山地域の国立・国定公園で地下の高温熱水を膨大に噴出させる地熱発電を認めることは魂を抜くようなものである。単に地表部の風致景観への影響のみを対象とする傾斜掘削による熱水採取と地下への汚染排水の許可は見かけさえよければ地下環境がどのようになろうとかまわないというものである。しかも傾斜掘削を内堀ともいえる第1種特別地域まで許可する行為はとうてい容認できるものではない。地下の破壊の影響は近い将来、例え時間がかかっても必ず地表に現れてくる。観光は環境保全なくして成り立たない。火山地域の国立・国定公園内に存在する日本の主要温泉の大部分と温泉による療養や保養、および観光と結びついている自然景観の危機は目前まで迫っている。それは観光立国を目指すわが国の指針に逆行するもので、是正が求められる。